

国立大学法人群馬大学教職員等の知的財産権の譲渡に関する細則

平成 16. 7. 1 制定

改正 平成 24. 4. 1 平成 26. 4. 1

平成 28. 4. 1

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の教職員等が所有する知的財産権の譲渡については、国立大学法人群馬大学職務発明等規則（以下「発明等規則」という。）に定めるほか、この細則の定めるところによる。

(譲渡の申し出及び受理)

第2条 教職員等は、知的財産権を本学に無償で譲渡する申し出を行うときは、別紙第1号様式の特許権等の譲渡届出書を研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門長（以下「部門長」という。）に届け出るものとする。

2 部門長は、前項の届出があったときは、速やかに当該教職員等に受理した旨を通知するものとする。

(承継の決定)

第3条 部門長は、発明等規則第9条の規定に基づき、知的財産権の承継の可否を決定をしたときは、別紙第2号様式の特許権等の譲受決定通知書を当該教職員等に通知するものとする。

(権利譲渡書の提出)

第4条 前条の規定に基づき、本学が特許権等を承継する旨の決定通知を受けた教職員等は、別紙第3号様式の権利譲渡書を部門長に提出するものとする。

(名義変更)

第5条 部門長は、前条の規定により教職員等から権利譲渡書の提出があったときは、本学に承継された特許権等の出願人名義を「国立大学法人群馬大学」に速やかに変更する手続を行い、当該特許権等を適正に管理するものとする。

(職務発明への準用)

第6条 前条の規定に基づき出願人名義の変更手続が完了した特許権等については、職務発明に準ずる発明として発明等規則を適用する。

附 則

この細則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

受付番号 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日

国立大学法人群馬大学

研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門長 殿

学部等・職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

学部等・職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

学部等・職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

学部等・職名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

## 特許権等の譲渡届出書

(考案・意匠の創作, その他の知的財産の創作)

このたび, 私が所有する下記の特許権又は特許を受ける権利について, 国立大学法人群馬大学に無償で譲渡したく届け出ます。

### 記

1. 発明等の名称
2. 特許出願番号 [特許公開番号] [特許番号]
3. 発明の内容を示す添付書類 (出願明細書, 特許公開公報などの写し)
4. 発明等によって見込まれる市場の予想について (別紙)
5. 持分割合

発明者等氏名	持分割合
	%
	%
	%
	%

## 発明等によって見込まれる市場の予想について

(以下の項目について記述すること。また、根拠となる資料(複写可)を添付すること)

### 1. 市場の分野

(本発明がどのような分野への市場参入が見込まれるかについて記述すること)

### 2. 市場の規模

(本発明の参入が見込まれる分野が現在、どの程度の市場規模であるかを記述すること)

### 3. 市場の状況

(本発明の参入が見込まれる分野に現在どのような企業、機関が参入しているかを記述すること)

### 4. 市場で占めるシェア

(本発明の技術分野が現在、その市場で占めるシェア(市場占有率)について記述すること)

## 特許権等の譲受決定通知書

学部等・職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

学部等・職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

学部等・職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

学部等・職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

国立大学法人群馬大学研究・産学連携推進機構  
産学連携・知的財産部門長

下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

発明等の名称 \_\_\_\_\_

特許出願番号 \_\_\_\_\_

特許公開番号 \_\_\_\_\_

特許番号 \_\_\_\_\_

本学が特許権等を承継する。

持分割合

発明者等氏名	持分割合
	%
	%
	%
	%

本学は特許権等を承継しない。

別紙第3号様式

譲受人

国立大学法人群馬大学長 殿

## 権 利 譲 渡 書

譲渡人は、国立大学法人群馬大学が承継すると決定した下記の発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の登録を日本及び諸外国において受ける権利及びそれにより取得される一切の知的財産権を国立大学法人群馬大学に譲渡します。

平成 年 月 日

(譲渡人)

現住所 〒  
学部等・職名 氏名 印

現住所 〒  
学部等・職名 氏名 印

現住所 〒  
学部等・職名 氏名 印

現住所 〒  
学部等・職名 氏名 印

記

1. 発明等（考案・意匠にかかる物品，その他の知的財産権の創作物）の名称
2. 特許出願番号 \_\_\_\_\_ 特許番号 \_\_\_\_\_
3. 特許権等の譲受決定通知番号及び通知日  
決定通知番号 第 \_\_\_\_\_ 号 通知日：平成 年 月 日
4. 持分割合

発明者等氏名	持分割合
	%
	%
	%
	%